

# 福岡市雑用水道奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福岡市節水推進条例(平成15年福岡市条例第39号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づく補助金(以下「奨励補助金」という。)の交付について必要な事項を以下のとおり定める。

(補助対象者)

第1条の2 補助対象者は、条例第18条に規定する建築主であつて、公募により募集する。

(補助金交付対象者の除外)

第1条の3 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助金交付の対象としない。

- (1) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。第3号において「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、補助金交付対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、補助金交付対象からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助金交付対象者に対し当該申請者又は当該補助金交付対象者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(標準施設費)

第2条 標準施設費は、個別循環型雑用水道に係る設備のうち原水貯留槽、水処理設備及び貯留槽(以下「補助対象設備」という。)の設置に要する費用とし、次に掲げる基本施設費に当該循環利用水処理施設の1日当たりの処理水量(施設能力)に応じ別表に定める金額を加算した金額(循環利用水処理施設の設置に実際に要した費用の額がこれに満たない場合は、その実際に要した費用の額。いずれの場合も10万円未満の端数は切り捨てるものとする。)とする。

(1) 下水処理区域内に設置した場合

基本施設費 11,600千円

(2) 下水処理区域外に設置した場合

基本施設費 6,300千円

(奨励補助金の額等)

第3条 奨励補助金の額は、前条に定める標準施設費に4.2%を乗じて算出した額とする。

2 他の補助制度に基づき補助金の交付を受ける予定のあるものは、当該補助金額を控除した額とする。

(奨励補助金の交付の申請)

第4条 条例第18条に規定する建築主は、奨励補助金を受けようとするときは、福岡市節水推進条例施行規則（平成15年福岡市規則第114号。以下「規則」という。）第12条第5項に定める雑用水道検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して1年以内に、奨励補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- (2) 規則第11条に定める節水計画確認書（規則様式第4号）の写し
- (3) 規則第12条第5項に定める雑用水道検査済証（規則様式第7号）の写し
- (4) 雑用水道設置に要した費用の額を証明する書類
- (5) その他必要な書類

(奨励補助金の交付の決定)

第5条 市長は、奨励補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認められるときは、奨励補助金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、奨励補助金の交付の決定をしたときは、奨励補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかにその決定内容を奨励補助金交付申請者に通知するとともに、当該決定に係る額の奨励補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、この要綱の規定により奨励補助金の交付を受けた者が条例、規則及びこの要綱に違反していたことが判明したときは、当該奨励補助金の交付の決定を取り消し、当該奨励補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、福岡市雑用水道奨励補助金交付要綱（昭和55年2月1日付市長決裁）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

(経過措置)

2 本要綱施行日において、旧要綱第5条に規定する指定申請を行っている者については、第4条の「雑用水道検査済証交付を受けた日の翌日から起算して1年以内」は「大型建築物工事完了届提出後1年以内」と読み替え、補助金の額については旧要綱に基づく額とする。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

別表

(1) 下水処理区域内に設置する場合

| 区 分                       | 加算額 (千円)       |
|---------------------------|----------------|
| 10立方メートルまでの部分             | 1立方メートルにつき 480 |
| 10立方メートルを超え 20立方メートルまでの部分 | ” 450          |
| 20 ” 30 ”                 | ” 420          |
| 30 ” 40 ”                 | ” 390          |
| 40 ” 50 ”                 | ” 360          |
| 50 ” 60 ”                 | ” 330          |
| 60 ” 70 ”                 | ” 300          |
| 70 ” 80 ”                 | ” 270          |
| 80 ” 90 ”                 | ” 240          |
| 90 ” 100 ”                | ” 210          |
| 100 ” 110 ”               | ” 180          |
| 110 ” 120 ”               | ” 160          |
| 120 ” 130 ”               | ” 140          |
| 130 ” 140 ”               | ” 120          |
| 140 ” 150 ”               | ” 100          |
| 150立方メートルを超える部分           | ” 80           |

(2) 下水処理区域外に設置する場合

| 区 分        | 加算額 (千円) |
|------------|----------|
| 1立方メートルにつき | 80       |

## 奨励補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)

福岡市長

住所

申請者

氏名

個別循環型雑用水道の設置に関し、奨励補助金の交付を受けたいので、福岡市雑用水道奨励補助金交付要綱第4条の規定に基づき下記のとおり申請します。

### 記

1. 建築物の名称

2. 建築物の場所

3. 節水計画確認書番号

年度

第

号

4. 補助対象設備の規模

m<sup>3</sup>/日

## 奨励補助金交付決定通知書

年 月 日

様

福岡市長

福岡市雑用水道奨励補助金交付要綱第6条の規定に基づき  
年 月 日付をもって申請のあった雑用水道の設置に  
係る奨励補助金について下記のとおり交付することに決定したの  
で、通知します。

### 記

1. 奨励補助金 円
2. 節水計画確認書番号 年度 第 号
3. 建築物の名称
4. 建築物の場所



**独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律**  
(平成十三年十二月五日法律第百四十号)

(目的)

**第一条** この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）**第二条第一項**に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

**2** この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）**第二条第七項**に規定する特定歴史公文書等
- 三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）
- 四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの



別表第一（第二条関係）

| 名称             | 根拠法                          |
|----------------|------------------------------|
| 沖縄振興開発金融公庫     | 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）   |
| 株式会社日本政策金融公庫   | 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）  |
| 関西国際空港株式会社     | 関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）   |
| 国立大学法人         | 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）        |
| 大学共同利用機関法人     | 国立大学法人法                      |
| 日本銀行           | 日本銀行法（平成九年法律第八十九号）           |
| 日本司法支援センター     | 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）        |
| 日本私立学校振興・共済事業団 | 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号） |
| 日本中央競馬会        | 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）      |
| 日本年金機構         | 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）         |
| 農水産業協同組合貯金保険機構 | 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号） |
| 放送大学学園         | 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）       |
| 預金保険機構         | 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）         |

## 独立行政法人通則法

(平成十一年七月十六日法律第百三号)

(定義)

**第二条** この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

# 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法

(平成十四年十二月十八日法律第百八十号)

最終改正年月日:平成二二年五月二八日法律第三七号

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 役員及び職員(第七条—第十一条)

第三章 業務等(第十二条—第二十五条)

第四章 雑則(第二十六条—第三十条)

第五章 罰則(第三十一条・第三十二条)

附則

## 第一章 総則

(目的)

### 第一条

この法律は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

### 第二条

この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構とする。

(機構の目的)

### 第三条

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。